

参考資料1

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会
先端計測分析技術・システム開発小委員会(第1回)
平成25年3月22日

先端研究基盤部会及び
研究開発プラットフォーム委員会の体制について

—目次—

先端研究基盤部会 委員名簿	・・・	1
先端研究基盤部会 運営規則	・・・	2
先端研究基盤部会の公開の手続きについて	・・・	4
先端研究基盤部会に置く委員会について	・・・	5
先端研究基盤部会における調査審議事項	・・・	6
研究開発プラットフォーム委員会 委員名簿	・・・	8
研究開発プラットフォーム委員会 運営規則	・・・	9
研究開発プラットフォーム委員会の公開の手続きについて	・・・	11
研究開発プラットフォーム委員会に置く小委員会について	・・・	13
研究開発プラットフォーム委員会における調査検討事項	・・・	14

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会 委員名簿

平成25年3月19日現在

(委員)

- ◎大垣 眞一郎 独立行政法人国立環境研究所理事長
○小谷 元子 東北大学原子分子材料科学高等研究機構長

(臨時委員)

- 宇川 彰 筑波大学副学長
潮田 資勝 独立行政法人物質・材料研究機構理事長
大島 まり 東京大学大学院情報学環教授
長我部 信行 株式会社日立製作所中央研究所長
尾嶋 正治 東京大学放射光連携研究機構長
川合 眞紀 独立行政法人理化学研究所理事
北川 源四郎 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長
高木 利久 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
瀧澤 美奈子 科学ジャーナリスト
田中 耕一 株式会社島津製作所シニアフェロー
長野 哲雄 東京大学大学院薬学研究科教授
南波 秀樹 独立行政法人日本原子力研究開発機構理事
西島 和三 持田製薬株式会社医薬開発本部専任主事
二瓶 好正 東京理科大学特別顧問
村上 洋一 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
物質構造科学研究所教授
山本 佳世子 株式会社日刊工業新聞社論説委員
吉川 左紀子 京都大学こころの未来研究センター長
吉澤 英樹 東京大学物性研究所附属中性子科学研究施設教授
若山 正人 九州大学マス・フォア・インダストリ研究所長

(敬称略、五十音順)

◎：部会長 ○：部会長代理

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会 運営規則

平成23年12月27日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員会及び作業部会)

第2条 部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。
- 3 委員会等に主査を置き、当該委員会等に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
- 4 委員会等の主査は、当該委員会等の事務を掌理する。
- 5 委員会等の会議は、主査が招集する。
- 6 委員会等の主査は、委員会等の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 委員会等の主査に事故があるときは、当該委員会等に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 委員会等の主査は、委員会等における調査の経過及び結果を部会に報告しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、主査が委員会等に諮って定める。

(議事)

第3条 部会は、当該部会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 部会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(委員等の欠席)

第4条 委員等が部会を欠席する場合、代理人を部会に出席させることはできない。

- 2 部会を欠席する委員等は、部会長を通じて、当該部会に付議される事項につき、書面

により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 部会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の選任その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第6条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 部会の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が会議の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会の公開の手続きについて

〔平成23年4月28日〕
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会

科学技術・学術審議会令第11条、科学技術・学術審議会運営規則第4条第7項及び科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則第7条に基づき、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会の公開の手続きについて以下のよう定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日(以下「閉庁日」という。)の場合は、その直近の行政機関の休日でない日(以下「開庁日」という。)とする。)までにインターネット(文部科学省ホームページの報道発表一覧)に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室(文部科学記者会)に掲示する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日(前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。)17時までに科学技術・学術審議会先端研究基盤部会の庶務の総括部局(文部科学省研究振興局基盤研究課)に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに科学技術・学術審議会先端研究基盤部会の庶務の総括部局(文部科学省研究振興局基盤研究課)に登録する。
 - (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、部会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
 - ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、部会長又は事務局の指示に従うものとする。
 - イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - (4) その他
傍聴者が会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、部会長の指示に従うこととする。
- 3 その他
委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会に置く委員会及び作業部会について

平成25年3月19日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会に以下の委員会及び作業部会を置く。

名 称	調査検討事項
研究開発プラットフォーム委員会	我が国の科学技術イノベーションを支えるプラットフォーム構築に向け、先端的な研究基盤の整備や運用等の方策について検討を行う。
数学イノベーション委員会	諸科学共通の基盤である数学・数理科学と諸科学及び産業との連携による研究を通じて、諸課題の解決に貢献するとともに、既存の枠組みを超えたイノベーションを生み出し社会に広く貢献するための方策について検討を行う。
大型放射光施設評価作業部会	大型放射光施設（SPring-8）について、平成19年度に前回の中間評価が実施された際の指摘に対する対応状況等を調査し、中間評価の検討を行う。

先端研究基盤部会における調査審議事項

(1) 研究基盤戦略の検討・推進

研究基盤戦略（平成 24 年 8 月先端研究基盤部会決定）に基づき、研究開発プラットフォーム構築に向けて必要となる具体的取組について、更なる調査審議を行う。主な内容は以下の通り。

- ① 研究基盤を支える人材（研究者、研究支援者、技術者等）に要求されるスキルの明確化、研究基盤を支える人材の養成確保策や活躍の場の拡大に向けた検討
- ② 国産の研究機器が研究現場で積極的に整備導入されるための開発及び調達・普及方策の検討
- ③ 世界を先導する重要技術の開発及び国内外への普及に関する国家戦略の検討
- ④ 共用施設・設備の適切な利用料金の考え方（海外企業による利用の取扱いなど）の明確化
- ⑤ 研究開発プラットフォームを用いた産学官によるイノベーション創出の具体策の検討

また、研究基盤戦略（研究開発プラットフォーム）全体の取組進捗状況の把握や効果の検証等を行い、PDCA サイクルを適切に回す。

（ 研究開発プラットフォーム委員会（その下に設置予定の先端計測分析技術・システム開発小委員会を含む）において詳細な調査検討を実施予定。 ）

(2) 次期の大型共用施設・設備の整備に関する検討

我が国における研究基盤の整備状況を俯瞰しつつ、学術分科会（ロードマップ）や研究計画・評価分科会傘下の分野別委員会等の調査検討状況を踏まえた上で、科学技術イノベーションを牽引し、産学官の広範な研究者が利用可能と

なる新たな大型共用施設等の整備指針について調査審議を行う。なお、第5期科学技術基本計画（平成28年度～）に具体的取組を明示することを目指す。

〔 本部会の下に、詳細な調査検討を行うための新たな作業部会を設置予定。 〕

（3）領域横断的な科学技術に関する検討・推進

計測分析や数学等の領域横断的な科学技術について、イノベーション創出に貢献していくための取組について調査審議を行う。主な内容は以下の通り。

- ① 先端的な計測分析技術・機器・システムの開発・普及方策（プラットフォーム化を含む）の検討、関連する人材の養成確保策の検討
- ② 数学・数理科学について、諸科学・産業との連携研究で重点的に取り組むべき課題や目標の明確化、諸科学・産業との連携促進のために必要な体制の検討

〔 研究開発プラットフォーム委員会（その下に設置予定の先端計測分析技術・システム開発小委員会）及び数学イノベーション委員会において詳細な調査検討を実施予定。 〕

（4）研究基盤に関連する取組の評価

我が国の科学技術を支える研究基盤の取組、特に、研究開発の側面はもとより、利用の側面が重要となる研究基盤整備の取組に関する評価について調査審議を行う。

〔 大型放射光施設評価作業部会において、平成25年夏頃までに、大型放射光施設 SPring-8 の中間評価（案）を検討予定。 〕

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会 委員名簿

平成25年3月22日現在

(臨時委員)

○宇 川 彰	筑波大学副学長
瀧 澤 美奈子	科学ジャーナリスト
長 野 哲 雄	東京大学大学院薬学研究科教授
西 島 和 三	持田製薬株式会社医薬開発本部専任主事
◎二 瓶 好 正	東京理科大学特別顧問
村 上 洋 一	高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所教授
吉 川 左紀子	京都大学こころの未来研究センター長
吉 澤 英 樹	東京大学物性研究所附属中性子科学研究施設教授

(専門委員)

今 仲 行 一	一般財団法人マイクロマシンセンターマイクロナノ・オープンイノベーションセンター所長
中 村 志 保	株式会社東芝研究開発センター記憶材料・デバイスラボラトリー研究主幹
野 田 哲 二	独立行政法人物質・材料研究機構ナノテクノロジープラットフォームセンター長
福 嶋 喜 章	株式会社豊田中央研究所リサーチ・アドバイザー
緑 川 克 美	独立行政法人理化学研究所先端光科学研究領域 領域長
森 博太郎	大阪大学超高压電子顕微鏡センター特任教授

(敬称略、五十音順)

◎：主査 ○：主査代理

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会 研究開発プラットフォーム委員会 運営規則

平成23年6月29日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成12年政令第279号)、科学技術・学術審議会運営規則(平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定)及び科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則(平成23年4月28日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(小委員会)

第2条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、委員会の主査が指名する。
- 3 小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから委員会の主査が指名する者が、これに当たる。
- 4 小委員会の主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 小委員会の会議は、小委員会の主査が招集する。
- 6 小委員会の主査は、小委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 小委員会の主査に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから小委員会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 小委員会の主査は、小委員会における調査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(議事)

第3条 委員会及び小委員会(「以下、委員会等という。’)は、当該委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員等の欠席)

第4条 委員等が委員会等を欠席する場合、代理人を委員会等に出席させることはできない。

- 2 委員会等を欠席する委員等は、委員会の主査又は小委員会の主査を通じて、当該委員

会等に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会の主査又は小委員会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は調査の円滑な実施に影響の生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第6条 委員会の主査又は小委員会の主査は、委員会等の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 委員会等の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合に限り、委員会の主査又は小委員会の主査は、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続きその他委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会の主査が委員会に諮って定める。

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会の公開の手続きについて

平成 25 年 3 月 22 日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会

科学技術・学術審議会令第11条、科学技術・学術審議会運営規則第4条第7項及び科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則第7条、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会運営規則第7条に基づき、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会の公開の手続きについて以下のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日(以下「閉庁日」という。)の場合は、その直近の行政機関の休日でない日(以下「開庁日」という。))までにインターネット(文部科学省ホームページの報道発表一覧)に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室(文部科学記者会)に掲示する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日(前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。)17時までに科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会の庶務の総括部局(文部科学省研究振興局基盤研究課)に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会の庶務の総括部局(文部科学省研究振興局基盤研究課)に登録する。
 - (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、部会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、部会長又は事務局の指示に従うものとする。
イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - (4) その他
傍聴者が会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、部会長の指示に従うこととする。

3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会に置く小委員会について

平成25年3月22日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会に以下の小委員会を置く。

名 称	調査検討事項
先端計測分析技術・システム開発小委員会	①先端的な計測分析技術・機器・システムの開発に関する基本的考え方の検討 ②計測分析技術を用いた研究機器等の国内外への普及方策の検討 ③計測分析に関する人材の養成確保等その他必要となる取組の検討

研究開発プラットフォーム委員会における調査検討事項

(1) 研究基盤戦略（研究開発プラットフォーム）のPDCAサイクル管理

- 「研究開発プラットフォーム」の取組効果を測るための指標等の明確化（～平成25年夏）
- 工程表のフォローアップ及び見直し（毎年度。上記指標の把握を含む）

(2) 研究基盤戦略に関する重要事項の更なる調査検討

ア) 共用施設・設備の利用システムの検討

- 共用施設・設備について、海外企業が成果専有利用を希望する場合の取扱い（～平成25年夏）
- 適切な利用料金の考え方、各機関が利用料収入を獲得するインセンティブの高め方（～平成25年夏）
- 「研究開発プラットフォーム」全体の中核的機関の検討

イ) 研究基盤を支える人材に関する検討

- 研究基盤を支える人材（研究者、研究支援者、技術者等）に要求されるスキルの明確化
- 研究基盤を支える人材の養成確保策の検討（キャリアパスの検討及び活躍の場の拡大に向けた検討）
- 若手研究者による最先端の研究施設・設備の利用促進に向けた取組

ウ) 技術先導型プラットフォーム等を通じた世界を先導する重要技術の開発及び国内外の普及に関する国家戦略の検討（先端計測分析技術・システム開発小委員会と協力して実施）

エ) 国産の研究機器が研究現場で積極的に整備導入されるための開発及び調達・普及方策の検討（～平成25年夏。先端計測分析技術・システム開発小委員会で実施）

オ) 研究開発プラットフォームを用いた産学官によるイノベーション創出の具体策